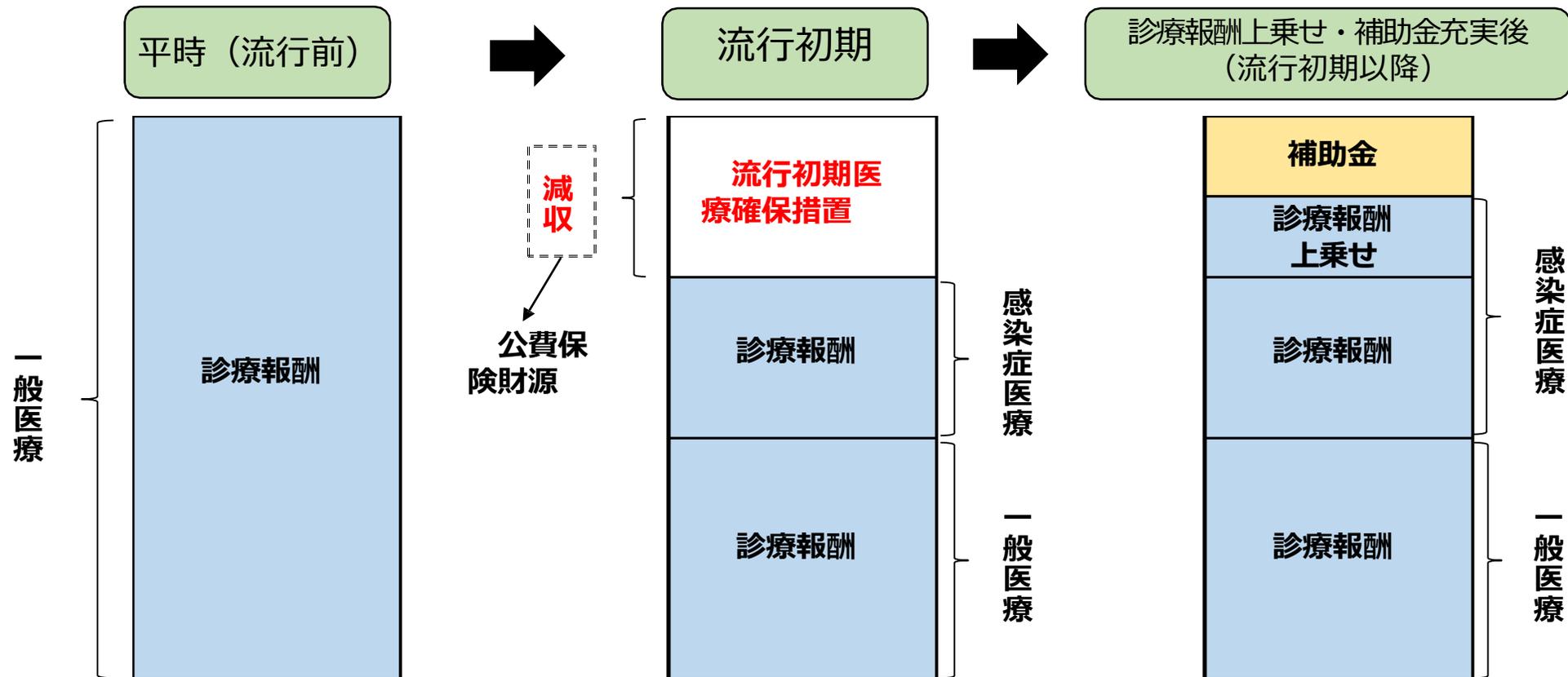


# 流行初期医療確保措置について

- 大きな経営上のリスクのある流行初期（感染症発生の大公表後から3か月程度を想定）に感染症医療を提供する医療機関（病床の確保又は発熱外来の実施）に対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間、財政的な支援を行う
- 感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入額が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額が支援される
- 病床確保（入院医療）を行う医療機関は、外来も含めた診療報酬収入全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関は、外来分の診療報酬収入のみを勘案する



# 沖縄県における流行初期医療確保措置の対象となる基準について

## 【第一種協定指定医療機関（病床の確保）】

- ①措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して**原則**7日以内に実施するものであること
- ②法第36条の2第1項の規定による通知又は法第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づき、当該措置を講ずるために確保する病床数が下記の基準を満たすこと。**ただし、離島・へき地については、医療機関の状況、地域の実情等を勘案し、知事が個別の医療機関における確保病床数を決定できることとする。**  
**I 一般病床300床以上：30床以上    II 一般病床200～299床：20床以上    III 一般病床100～199床：10床以上**  
**IV 100床未満：5床以上**
- ③後方支援の役割を担うよう通知を受けた又は医療措置協定を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他病床の確保を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること。

## 【第二種協定指定医療機関（発熱外来の実施）】

- ①措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して**原則**7日以内に実施するものであること
- ②通知又は医療措置協定に基づき、**病院においては1日当たり10人以上、診療所においては1日あたり5人以上**の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること。**ただし、離島・へき地については、医療機関の状況、地域の実情等を勘案し、知事が個別の医療機関における診療を行う人数を決定できることとする。**